

告示

埼玉県告示第三百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、秩父用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	富田 能成	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬四千百番地三

二 退任

職名	氏名	住所
理事	富田 孝	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬四千九十八番地